

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

様式4

交付又は支出先法人名称	法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、も しくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
							公益法人の区 分	国認定、都道府 県認定の区分
公益社団法人中央畜産会	9010005013847	令和5年度畜産経営災害等総合対策緊急支援事業(家畜防疫互助基金支援事業)	78,309,310	-	令和7年2月10日	-	公社	国認定
公益社団法人中央畜産会	9010005013847	令和6年度畜産特別支援資金融通事業(畜産特別資金融通事業)	152,378,000	-	令和7年2月20日	-	公社	国認定
公益社団法人中央畜産会	9010005013847	令和6年度養豚経営安定対策補完事業(野外環境リスク低減対策事業)	84,500,000	-	令和7年3月10日	-	公社	国認定
公益社団法人中央畜産会	9010005013847	令和5年度畜産経営災害等総合対策緊急支援事業(家畜防疫互助基金支援事業)	11,713,315	-	令和7年3月10日	-	公社	国認定
公益社団法人日本食肉市場卸売協会	6010005004072	令和6年度食肉流通経営体質強化促進事業(食肉卸売市場機能強化事業)	12,147,300	-	令和7年3月10日	-	公社	国認定

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。